

【当社の働きやすい職場づくりに向けた行動計画】

(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

1. 計画期間

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年4月1日～令和9年3月31日

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和6年9月1日～令和8年8月31日

2. 女性活躍推進法に基づく行動計画における目標

- ・課長以上の管理職の女性を1人以上増やす。
- ・女性の平均継続勤務年数（現在 15.56 年）を男女平均 17.03 年以上にする。

3. 取組内容

(1) ハラスメント防止の徹底（令和4年4月～）

- ・ハラスメント防止規定の社内周知及び運用徹底
- ・相談窓口の設置と周知

(2) 育児・介護と仕事の両立支援の強化（令和4年4月～）

・育児介護休業規程の改定・周知

- 育児休業の取得要件緩和
- 出生時育児休業制度の整備
- 育児休業の分割取得制度の導入

(3) 業務環境の改善・整備

・人事労務システム（SmartHR）の運用開始（令和6年11月～）

- 人事データの一元管理
- 収集したデータの分析に基づく業務改善の実施
- 労務手続きの電子化

4. 女性活躍に関する情報（R6.3.31時点）

- 管理職（課長以上）の女性比率：12.50 %

※本計画は、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として策定しています。